

静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の施行及び運用について（通知）

平成元年 2 月 7 日 管第 661 号

最終改正 平成 27 年 3 月 27 日 建業第 301 号

土木部長から各関係機関の長あて

静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の制定については、平成元年 1 月 31 日付け管第 643 号にて通知したところですが、その運用については下記事項に十分留意のうえ、適正に実施されるようご配慮願います。

記

1 総則関係について

建設業の健全な発展と建設工事の効果的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の終結などにより効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめ、その方式は特定建設工事共同企業体と経常建設企業体の 2 種類としたこと。

2 対象工事について（第 3 条及び第 16 条）

- (1) 当該工事が第 3 条に規定する対象工事に該当する場合であっても単体発注によって的確かつ円滑な施工が十分確保できると認められることによりなお当該工事を単体発注することが妥当であると判断される場合には、共同企業体に発注すべきではない。
- (2) 第 3 条第 2 項の規定に基づく工事としては、下水道管渠シールド工事等の特殊工法を内容とすることにより、共同施工を通じて地元建設業への建設技術の移転を図ることを目的として特定建設工事共同企業体の対象工事とされる工事が想定されるが、安易な運用に流れることのないよう適正な運用を確保すること。
- (3) 第 3 条第 2 項中「前項の最低規模」とは、前項各号の「おおむね」を含めて運用しても差し支えないと解するが、要綱の趣旨を踏まえ各部局において適正な判断を行うこと。
- (4) 経常建設共同企業体の対象工事は、従来どおり等級区分が設けられている場合、経常建設共同企業体が格付された等級に対応する発注基準額に基づくものとする。

3 許可を有しての営業年数について（第 6 条及び第 19 条）

許可を有しての営業は、資格要件の審査の日まで継続して行われていることが必要であり、許可の有効期間が徒過したために許可が失効した場合や、許可が取り消された場合は、それ以前の営業年数を通算することはできない。

4 代表者要件について（第 9 条）

- (1) 「より大きな施工能力を有する者」の判断基準は、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値を目安とするが、その格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると判断される場合には、特定建設工事共同企業体の構成員が当該特定建設工事共同企業体の施工しようとする工事の施工に必要な特殊技術等を有する等の場合の他は、構成員の自主的な選定を尊重するものとする。

「その出資比率は、構成員中最大であるものとする」とは、代表者の出資比率が他の

構成員の出資比率と同率であることを妨げるものではないこと。

- (2) 第2号の要件は、「静岡県制限付き一般競争入札実施要領」（平成6年3月31日付）管第773号。以下「制限付き一般競争実施要領」という。）第5条第2項により定めるものとする。

5 構成員の技術者要件について（第22条）

経常建設共同企業体の構成員は、地域における分布状況によっては、すべての構成員について国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを要求することは、必ずしも妥当でない場合もあり得ると考えられる。そのような場合には、国家資格を有しない主任技術者であっても工事現場毎に専任で配置し得る場合には、経常建設共同企業体の構成員として認めることも差し支えないこと。

6 登録について（第26条）

同一の構成員からなる経常建設共同企業体が複数の建設工事の種類に登録することを妨げる趣旨ではないこと。